

令和5年1月20日

# 第1回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会



## 第1回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和5年1月20日（金） 午前9時02分

2 場 所

曾於市末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○

4 欠席委員

5 議事録署名委員

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係	○○○○○
財部分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政課	○○○○○		

7 閉会年月日

令和5年1月20日（金） 午前10時55分

# 令和5年第1回農業委員会総会日程

## 1 開 会

## 2 議事録署名委員の指名

## 3 付議事項

### (1) 議案

- |     |    |                                         |
|-----|----|-----------------------------------------|
| 議案第 | 1号 | 農地法第3条所有権移転による許可申請について                  |
| 議案第 | 2号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第 | 3号 | 農地法第4条による許可申請について                       |
| 議案第 | 4号 | 農地法第5条による許可申請について                       |
| 議案第 | 5号 | 非農地証明願について                              |
| 議案第 | 6号 | 農用地等のあっせんについて                           |
| 議案第 | 7号 | 農用地利用集積計画について (利用権設定)                   |
| 議案第 | 8号 | 農用地利用集積計画について (所有権移転)                   |

- (2) 報告第 1号 合意解約等の報告

## 4 閉 会

令和5年第1回農業委員会総会

令和5年1月20日（金） 午前9時02分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。12月、1月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年第1回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。6番〇〇〇〇〇委員、7番〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉1号について、1月14日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。対価が高額ですが、周辺が宅地化が進んでおり、また、受人と渡人との協議であり、やむを得ないと考えます。なお、受人については、転用の意向はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉2号について、1月10日に新田推進委員と現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。対価が周辺農地に比べると高額ですが、既に柚子が植林されている部分もあり、また、価格については、受人と渡人の協議の上での価格である事からやむを得ないと考えます。なお、受人に転用の意向はありません。農業機械は、トラクターを所有、出荷先は、直売所、市場に販売予定です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、レモンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉3号について、1月18日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、叔父と姪の関係です。叔父は高齢で、家族も皆県外にいる為、管理ができず、長年、姪とその家族が耕作していた為、今回、贈与となったものです。調査結果の総合意見は、受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉4号について、1月14日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、従弟です。渡人の体調が思わしくなく、土地を贈与したいという事です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、畑は、耕耘管理を行い、田は、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉5号について、1月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利

用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けする予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

受理番号財部6号について，1月15日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，梅と柿が植栽されていて，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続いて，受理番号財部7号について，1月15日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，柚子を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

受理番号財部8号について，1月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。なお，受人は，宮崎県都城市在住ですが，現在，近接地で養豚業を営んでおります。養豚場から申請地までは，車で3分程度，自宅から申請地までは，車で30分程度で，通作距離に関しても営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，豚の飼料として甘藷を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して，質疑，意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山口裕之会長）

議案第1号農地法第3条所有権移転による許可申請については，許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので，本案は，許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第2号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については，調査委員において現地調査を行っておりますので，順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉1号について，1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は，野田自治会内にある農地です。周囲の状況は，東が畑，西が宅地と畑，南が道路を挟んで山林，北が畑であります。目的実現の確実性は，牛舎を設置する具体的計画があり，確実だと思います。位置としましては，農用地区域内農地に該当します。計画面積については，牛舎を設置する面積1,103㎡は，同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については，雨水は自然流下，汚水は，オガクズ処理するもので適当と思われます。被害防除につきましては，特に問題ありません。道路条件については，良好です。公害関係については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，申請地は，農用地区域内農地に該当しますが，不許可の例外である農業用施設等に該当し，牛舎を整備する事から，用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は，私と○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○16 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉2号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、仮屋自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が道路を挟んで山林と宅地であります。目的実現の確実性は、既に建築されている事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、作業場・倉庫を設置する面積387㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思われまます。排水等については、雨水は水路放流と自然流下、汚水生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思ひます。被害防除につきましましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、始末書による追認案件で、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、前所有者が農業用施設を既に整備しており、農地への復元も困難である事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみまました。また、受人は、作業場・倉庫として利用する計画です。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉3号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柿木東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで畑、南が山林、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に農業用倉庫を整備しており、実現確実と思われまます。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積132㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水のみで自然流下するもので、問題はないと思ひます。被害防除につきましましては、特に問題はありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、農業用倉庫を整備しており、復元も困難である事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみまました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉4号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、橋野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が道路を挟んで田、南が山林と宅地、北が道路を挟んで田であります。目的実現の確実性は、既に畜舎・車庫・倉庫・ロール置き場を設置しており、実現確実と思われまます。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、畜舎・車庫・倉庫・ロール置き場を設置する面積2,009㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水は、オガクズ処理するもので、適当と思ひます。被害防除につきましましては、特に問題はないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、畜舎・車庫・倉庫・ロール置き場を整備しており、復元も困難である事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみまました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○16 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉5号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、大沢津自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑と山林、西が田、南が道路を挟んで田、北が川であります。目的実現の確実性は、既に井戸・通路を設置しており、実現確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、井戸・通路を設置する面積88㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水は、水路放流と自然流下するもので、問題はないと思ひます。被害防除につきましましては、特に問題はないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の養殖用施設等に該当し、井戸・通路を整備しており、復元も困難である事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみまました。





種施設の規模状況からみて適当であると思います。排水等については、雨水は、水路・側溝に放流し、汚水・排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、管理舎・倉庫・便所・駐車場・通路を既に整備しており、農地への復元も困難である事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅11号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柳原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が畑、北が山林であります。目的実現の確実性は牛舎・農機具保管庫・農業資材倉庫を既に設置しており、実現確実と思われる。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、牛舎・農機具保管庫・農業資材倉庫を整備する面積として、全体面積1,178㎡は、同種施設の規模状況からみて適当であると思います。排水等については、雨水は、水路側溝に放流し、汚水は、オガクズ処理後、堆肥化するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、牛舎・農機具保管庫・農業資材倉庫を既に整備しており、農地への復元も困難である事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部12号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柿木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林と畑、西が道路を挟んで山林と畑、南が山林、北が山林と畑であります。目的実現の確実性は、杉苗木を植林する具体的計画がある事から確実と思われる。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積5,352㎡に、杉苗木を1,050本植林する計画で、周囲の状況からみて適当であると思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、申請地をそのまま利用し、植林の際は、緩衝地を設ける為、特に問題はないと思います。道路条件については、隣接する山林地内に申請地への進入路が設けられているのみですが、植林に際して特に問題ありません。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請地の東側から西側にかけて杉が植林されており、申請地も日照・通風が悪く、また、鳥獣被害にも苦慮しており、今後も耕作を続ける事が困難である事から、今回、許可を得て杉を植林し、管理しようとするものです。については、申請地は、周囲を山林等に囲まれ、生産性も低い事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。もったいない所ですので、あっせんに出してみたらどうかと指導しました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅13号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、日光自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路・道路を挟んで山林、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、堆肥置き場を設置する具体的計画がある事、また、同時申請である5条申請には、残高証明書が添付されており、資力が確認できる事から確実と思われる。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積4,760㎡にフレコンバックに詰めた堆肥置き場を3,310㎡設置し、駐車場・道路を整備しようとするもので、周辺の同種施設の規模状況からみて適当であると思います。排水等については、東側の既存側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、周囲へ土砂が流失しないように土留め工事を行います。また、同時申請の5条申請には、被害防除誓約書も添付されている為、

特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、現在、農業用肥料の加工・販売業を行っておりますが、生産加工した肥料の置き場が不足している為、申請地に肥料置き場を設置し、駐車場、道路を整備しようとするもので、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（〇〇〇〇〇）

末吉8号について、お伺いします。補足説明資料の108ページに5条許可日から3年間とありますが、借地料は、受領済となっておりますが、これは、事前着工にはあたらないのですか。それと104ページに土地取得費8,000万円とは、どれくらいの面積ですか。解かってたら教えてください。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

賃借料の件ですが、お互いが農地法を熟知しておらず、売買で話をされていて、地目を直せば名義変更もできると思ってたみたいで、受人としては、買ったとしても、使う予定がないという事で、賃借料に変更をしましたという説明を受けております。太陽光の方の山林の面積ですが、事業計画の方に3筆ありまして、15,552㎡で太陽光をしたいと相談を受けております。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

事前着工にはならないという事ですね。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

工事については、着工されてません。先に土地代を支払ったという事です。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

事前着工には、あたらないという事ですか。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

事前着工は、工事をしていた場合とっておりますので、これは、それにはあたらないと判断しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第2号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、末吉7号を除いて、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、末吉7号を除いて、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第3号農地法第4条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉1号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、牛舎を整備する事から、





○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第3号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩致します。

（休憩：午前9時56分）

（休憩：午前10時6分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。議案第4号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○17番委員（○○○○○）

受理番号末吉1号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、菅渡東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と原野、西が畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、宅地分譲地を整備する面積として、全体面積4,146㎡のうち、2,000.34㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下及び集水桝を設置し、汚水生活排水は、合併浄化槽を設置し、水路放流するもので適当と思います。被害防除については、盛り土を行い、境界ブロックを設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、宅地分譲地を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉2号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、畜舎・車庫・倉庫・ロール置き場を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

受理番号末吉3号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、前所有者が農業用施設を既に整備しており、農地への復元も困難であり、また、受人は、作業場・倉庫として利用する計画である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉4号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請



ては、第三種農地に該当します。計画面積については、宅地分譲2区画を整備する面積として、全体面積1,215㎡のうち792㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、水路側溝へ放流し、汚水・生活排水については、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、申請地周辺にブロックを施工する為、被害の恐れはないと思います。誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、宅地分譲を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅10号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、あけぼの自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、店舗を整備する面積として、全体面積275㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、水路側溝へ放流し、汚水生活排水については、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、誓約書が添付してあり、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、店舗を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部11号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。第一種農地で集落接続施設に該当します。申請人は、現在、新田自治会内に事務所を構える運送会社を営んでいます。同自治会の活動に参加する中で、集会の際の駐車場等が不足している事を知り、今回、公民館に隣接する申請地に多目的広場1,427㎡、駐車場347㎡を整備し、無償で自治会へ貸付しようとするものです。計画性の妥当性・排水対策・被害防除計画・道路条件については、特に問題ないと思われそうですが、目的実現の確実性、次の点で立ち合い者である行政書士より明確な回答を得られませんでした。まず、公民館の東側に旧財部町の整備した農村公園があるのに、新たに多目的広場を整備する必要性があるのか。新田自治会としてどのような要望があったのか。次に将来的に使用貸借契約を解除し、今回の転用目的と異なる目的に転用する恐れはまったくないのか。申請人は、どのような意図をもって申請したのかの点であります。よって、案件については、申請人立ち合いのもと、農地部会による現地調査を要望するという意見の一致をみて、保留意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部12号について、1月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、現在、農業用肥料の加工・販売業を行っておりますが、生産加工した肥料の置き場が不足している為、申請地に肥料置き場を設置し、駐車場・道路を整備しようとするもので、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉6号ですが、浸透柵の設置を4か所設置するとありますが、この浸透柵4つをこの面積で対策が可能なのか。雨量計算をしてこのような設計にしているのか。伺います。

○17番委員（○○○○○）

現地調査の立ち合いにこられた行政書士さんに確認しましたところ、業者の方がこの浸透柵を設置する事で、計算上可能であると回答をいただきました。念の為に、道路等に影響が出ないように盛り土をするよう指導をするという事でしたので、許可意見を出しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○4番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（○○○○○）

この浸透柵を何段入れるのか解かっていたら教えてください。周囲に盛り土をして、流失しないようにとありましたが、予想もつかないような大雨の時は、水浸しになると思いますが、排水がそれで効くのかどうか。

○17番委員（○○○○○）

私が持っているカラーの用紙があるんですけど、補足資料の222ページですが、地番の2816-1の畑がありますが、申請地よりも高いので、そちらの方に流れ出る危険性は、ないと思います。2816-2

と2814-1と2814-3は、既に太陽光が整備してありまして、2815-1は、民家ですが、こちらの方も購入予定であり、周囲に影響を及ぼさないようにと行政書士さんには、念押しいたしました。

○3番委員（○○○○○）

浸透柵を何段入れるのですか。これを重ねて数段されるのかどうか。

○17番委員（○○○○○）

223ページの配置図がありますが、丸が4か所あるんですけど、そちらの方に柵を設置するという事でした。1個ずつです。計算上、大丈夫だという事で許可を出しました。

○事務局（○○○○○係長）

226ページに添付しております浸透柵、これ自体が1基なので、このまま1基を埋め込んでの浸透柵になります。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○3番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

その他にありませんか。

○議長（○○○○○会長）

議案第4号農地法第5条による許可申請については、財部11号を除いて許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、財部11号を除いて、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第5号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において



現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○15 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅1号について、1月11日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、梶ヶ野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路を挟んで畑、北が山林です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の南側から西側及び東側へかけて農地がありますが、境界にはブロック塀が設置されており、雨水等の流れ込み等はなく、周辺の農地に影響はないかと思えます。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当します。牛舎・飼料小屋・農機具倉庫として20年以上利用されており、農地に復元する事は、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第5号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第6号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉1については、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉2と3については、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉4から6については、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉7については、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉8については、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅9については、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅10については、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅11については、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部13と14については、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部15については、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。続きまして、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉107号は、打切でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉109号と110号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

末吉111号は、継続でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

大隅112号は、打切でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部113号は、打切でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉115号と末吉116号は、打切でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉117号と118号と119号は、継続でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

末吉121号は、打切でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 122 号と 123 号は、継続でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

財部 125 号は、継続でお願いします。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 126 号は、継続でお願いします。末吉 127 号も継続でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

末吉 128 号は、成立でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 129 号と 130 号は、継続でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

大隅 131 号 132 号は、継続でお願いします。

○8 番委員 (○○○○○)

大隅 133 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひ致します。次に議案第 7 号農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山口裕之会長）

議案第7号農用地利用集積計画の利用権設定については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第8号農用地利用集積計画の所有権移転財部13号を除いてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第8号農用地利用集積計画の所有権移転財部13号を除いては、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「〇〇〇〇〇委員退席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第8号農用地利用集積計画の所有権移転財部13号についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第8号農用地利用集積計画の所有権移転財部13号については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（「〇〇〇〇〇委員復席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に報告第1号合意解約等の報告については、総会資料の50ページから58ページですのでご覧下さい。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○6番委員（〇〇〇〇〇）

ソーラー設置について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

先月の案件の取り下げ願いについて

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和5年第1回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和5年1月20日（金） 午前10時55分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員